

第51回千歳市環境審議会議事録

令和6年5月30日

第51回千歳市環境審議会

日 時：令和6年5月30日（木）14時00分～15時30分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室3・4

出席委員：長谷川誠会長、鈴木隆夫委員、小川善弘委員、多田僚委員、
齊藤礼子委員、佐藤肇委員、竹下日出夫委員、田村努委員、
山下みな子委員、五島洋子委員、鎌倉英昭委員、伊藤博委員、
眞鍋豊行委員

（計13名）

欠席委員：前田浩志委員、豊澤瞳委員（計2名）

事務局：千田市民環境部長、吉見環境課長、中條環境計画係長、
満山環境保全係長、今村自然環境係長、
田口カーボンニュートラル推進係長、三上主事

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 議事録署名委員の指名
- 5 審議事項
審議第1号 千歳市公害防止条例施行規則の改正について
- 6 報告事項
報告第1号 千歳美々ワールド周辺環境影響調査結果について
報告第2号 令和6年度 脱炭素化に向けた市の取組について
- 7 閉会

第 51 千歳市環境審議会議事録

1. 開会
2. 委嘱状交付
横田市長から、委員 2 名へ委嘱状の交付。（多田僚委員、竹下日出夫委員）
3. 市長挨拶
市長からの挨拶
4. 議事録署名委員の指名
議事進行に従い、長谷川会長が議事録署名委員に鎌倉委員と伊藤委員の 2 名を指名した。

5 . 審議事項

「審議第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【審議第1号】

説明資料として、審議第1号「千歳市公害防止条例施行規則の改正」について説明した。

資料1をご覧ください。

本規則の改正につきましては、大気汚染防止法施行令の改正により、ばい煙発生施設であるボイラーの規制規模の要件が、伝熱面積が撤廃され、燃焼能力のみと変更されたことに伴い、千歳市公害防止条例施行規則において伝熱面積の要件を撤廃する改正を行うものであります。

1 大気汚染防止施行例の改正の経緯についてご説明いたします。

国においては、2050年の脱炭素社会の実現に向け、内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」により、バイオマスボイラーが低発熱量の燃料であることから、他の燃料と同出力であるにも関わらず、伝熱面積の要件により規制の対象となりやすいため、見直しに関する要望が出されておりました。

これを受け、環境省では、ボイラーの排出ガス量について、燃焼能力と強い相関がある一方、技術革新により伝熱面積との相関は弱くなり、伝熱面積は規制規模要件に用いることが必ずしも適切ではないとし、法令の要件から撤廃されたところであります。

また、伝熱面積の規模要件撤廃に伴い、バーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにも関わらず規制対象外となることから、公平な規制にするため、「バーナーの燃料の燃焼能力」からバーナーを削り、「燃料の燃焼能力」に改正されたところであります。

施行例の改正内容につきましては、表の左の下線部、「伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの」この部分を削りまして、「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50リットル以上であること。」と改正されております。

2 次に、千歳市の現在の規制規模の要件ということについてであります。施行例の改正により、現在は、表の下段の燃焼能力が 重油換算1時間当たり 50リットル以上のものが、大気汚染防止法による規制対象となっており、燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のものについては、伝熱面積が 5㎡以上10㎡未満のものに限り、市の条例により規制をしているところであります。

3 千歳市公害防止条例施行規則によるボイラー規制規模の要件の改正内容についてご説明いたします。

本市では、「伝熱面積が5平方メートル以上、10平方メートル未満のもの」について規制しておりましたが、法改正により伝熱面積が撤廃されるとともに、次の資料の通りの通り、排ガスに含まれる大気汚染物質における影響が少ないと考えられることから、規則の規制要件から伝熱面積を撤廃するものであります。

その理由の1点目として、燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50リットル未満のボイラーは、現在市が規制している伝熱面積10平方メートル未満のものを含みますが、これらのボイラーは一般的にガス又は灯油を使用するボイラーが主流であること。

2点目として、ガス及び灯油を使用するボイラーは、精製技術の向上や燃料基準の強化及び燃料性状により、大気汚染物質である硫黄、窒素、ばいじんの排出が比較的少ないこと。

3点目、燃料管理及びバーナー技術の進歩により、窒素やその他有害物質が軽減されたこと。

4点目として、規則が制定された昭和52年は、それらの物質の環境基準を満たしていない項目がありましたが、近年は全ての項目で市内においては環境基準を満たしていることを理由としております。

改正後の千歳市公害防止条例施行規則案別表1についてであります。この表の左側の下線部、ボイラーに関する規定である「伝熱面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの（バーナーの燃焼能力が重油換算1時間あたり50リットル以上のものを除く。）に限る。」この部分を削除するものであります。

4 大気汚染防止法施行令及び千歳市公害防止条例施行規則の一部改正後の届け出の要件についてであります。伝熱面積にかかる規制要件が撤廃されたことにより、この表の通り、燃焼能力が重油換算1時間あたり50リットル未満の場合は、今後届け出が不要となります。

また、重油換算1時間あたり50リットル以上のものにつきましては、引き続き大気汚染防止法による届け出が必要となります。

5 次に、改正後の対応についてであります。

現在、市条例の規制対象であるものの、改正により規制対象から外れる228基のボイラーにつきましては、管理者に対して規制外となった旨の通知を行うことといたします。

6 今後の改正のスケジュールについてであります。この審議会において意見聴取を行った後、令和6年6月の規則改正と告示を経て、改正した規則の施行は令和6年7月を予定しております。

次の資料2につきましては、規制の概要と法改正の現行をそれぞれ示したものであります。括弧1の図につきましては、青い部分が、国の法改正前の規制状況を示しており、ピンクの部分が、千歳市の規則における規制状況を示しております。

法改正に伴い、伝熱面積の要件がなくなりましたので、括弧1の図の左上の部分が青から白になりました。そこで、市の条例規則が括弧2の図のピンクの形で現状残ることとなります。

次のページの資料の括弧3につきましては、そのピンクの形が残っていた部分を、先ほど説明した4つの理由から撤廃し、国の法令通りに扱うものとするものであります。

資料3をご覧ください。こちらは千歳市における大気環境年間平均大気汚染の状況を示したものであります。

こちらの資料の青いグラフが、規制を行った昭和52年当時の硫黄・窒素・ばいじんの測定状況を示しております。

そして、オレンジの部分は令和4年度のデータを示しており、それぞれの数値において、環境基準を全て満たしており、千歳市内においては、かなり良い状況でありますことから、今回、規制から撤廃して、国の法令通りに扱おうというものであります。

千歳市公害防止条例施行規則の改正案についての説明は以上であります。

【審議第1号質疑応答】

委員

資料2の括弧2の真ん中だけ条例で規制が残ることに違和感がある。今後、何か改正を予定されているのか。

事務局

国においては、先ほどのいくつかの理由から、当時よりかなり技術が進歩したことで、このまま規制を残しておく、実態とはかなり違う状況でこのルールが残ってしまうため、括弧3の図のようにピンクの部分をそのまま廃止するという提案である。

委員

資料1の5番のところで、今回、改正されたら228基が規制対象外になるとおっしゃっていたが、この228基について、防止条例ではなく施行令が改正されたように、技術革新があったからという話であったが、この228基がその技術に追いついているかどうかは確認されているか。

事務局

ある程度内容は見ているが、228基のうち約半分が、公共施設である。よって、内容について、現状の妥当性は確認している。ただ、228基全ての確認は行っていないが、先ほどの理由に鑑みた時に、大気汚染において今後どれだけの影響があるかが重要だと認識している。

全てではないが、多くの部分は確認しており、先ほどの理由に持っていけるだろうという確認は行っている。

約半分が公共施設であり、ほとんどが学校などの届け出である。概ね状況は把握できている。

委員

規則がなくなることで、それに合わせて市の条例もなくすということだが、古い機器だと技術は革新していても、そこに乗っかっている技術そのものは、恐らく昔のままだが、大丈夫であろうか。

事務局

基本的に、昭和52年からそのままのボイラーが残っていることはほとんどない状況であり、市の約半分近くを占めている資料を見ても、ほとんどの機器がここ20年以内のものである。

さらに、法令がそれを踏まえて改正をされているため、そこに準じるものだと認識している。

何よりも、現状の大気汚染の状況が悪ければ、こういったことはあり得ないが、当時より、現状においては改善されている状況である。

6. 報告事項

(1) 「報告第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【報告第1号】

説明資料として、報告第1号「千歳美々ワールド周辺環境影響調査結果」について説明した。

それでは、次第6の報告事項の報告第1号、千歳美々ワールド周辺環境影響調査事業の結果についてご説明いたします。資料4の1をご覧ください。

まず、この事業の概要についてであります。千歳美々ワールド周辺には、ラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖にそそがれている美々川や千歳湖をはじめとする豊かな自然が良好に保全されている地域であります。

この千歳美々ワールドは、造成時の平成5年度に北海道環境影響評価条例に基づくいわゆる環境アセスを実施しておりますが、美々川や千歳湖周辺の保全やウトナイ湖への影響を心配する住民や環境団体からの関心が高く、保全に関する意見や要望も非常に多かったエリアであります。

本市では、現在、美々川への環境センターからの処理水や周辺農家からの肥料などの流出の影響を監視するため水質調査と、地盤沈下などを監視するための地下水の調査を実施しているところであります。

この度、千歳美々ワールド地区に半導体製造工場が建設されることに伴い、改めて環境アセスを実施するルールはありません。

立地に際しては環境アセスを実施する必要はないが、半導体製造工場の建設時や操業後も地域住民の方々や、周辺地域を活用する団体、また、ウトナイ湖地域に関する方々が美々川や千歳湖を安心して活用できるよう、周辺環境への影響を把握するものであります。

次に、調査内容についてご説明いたします。

まず、美々川の水質調査であります。調査項目は、環境基準を準用することとして、人の健康の保護に関する27項目と生活環境の保全に関する8項目に加え、当該地域は半導体製造工場や空港、千歳基地に隣接していることから、全国で関心の高いPFOS（ピーフォス）とPFOA（ピーフォア）についても調査項目に追加いたしました。

よって、この河川の水質調査の項目は37項目となります。

調査場所につきましては、これまで美々川と千歳湖は6か所実施しておりましたが、今回、これらの理由で新たに4か所調査箇所を追加し、合計10か所としております。

調査回数につきましては、2ヶ月ごとに調査を行うこととしており、昨年度は8月から調査を開始して、合計4回実施しております。なお、今年度は6回実施する予定であります。

次に、地下水の水質調査であります。調査項目は、環境基準による人の健康の保護に関する28項目にPFOS（ピーフォス）とPFOA（ピーフォア）を加えた30項目であります。

調査方法については、美々ワールド周辺に約25mの観測井戸を4か所設けて、6カ月ごとに調査を行っております。

昨年度は1月に実施しておりますので、昨年度は1回、今年度は2回半年ごとに調査を実施する予定であります。

次に、資料の4の2です。この資料につきましては、調査場所や調査項目についての場所と、その詳細について表記しております。

まず、この左側の調査地点の全体図では調査場所を記載しておりますが、このからと書いてあるのが、美々川および千歳湖の水質調査の場所を示しておりますが、この赤丸が、これまですでに長年実施してきた調査場所で、緑色の丸が、今回、半導体製造工場の立地に伴い新たに4か所追加した水質調査の場所となっております。

また、アルファベットのAからD、半導体製造工場の周りを囲むように、A、B、C、Dとありますが、これは地下水の調査場所であります。この表の右側の表は河川と地下水のそれぞれの調査項目を記載しております。

次に、調査結果についてご説明いたします。調査結果につきましては、追加資料をご覧ください。

1 追加資料の括弧1の美々川の水質調査につきましては、調査項目は合計で37項目あります。

まず、環境基準に基づいた調査としての調査項目は合計35項目あり、その内訳は、健康項目27項目と、生活環境項目8項目となっております。

環境基準とは、環境基本法による水質汚濁から人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいい、良好な水質を保つために実施する政策の目標となるものであり、基準超過に伴う罰則規定等はありません。

今回の調査では、環境基準に基づくもののほか、人の健康の保護に関する要監視項目として、PFOSとPFOAの2項目を追加しております。

この要監視項目とは、国において直ちに基準項目とはされないが、引き続き、知見の集積に努めるべき物質とされているものであります。

次に、括弧2、地下水の水質調査についてであります。調査項目は、環境基準に基づいた健康項目28項目と要監視項目であるPFOSとPFOAの2項目を加えた30項目にあります。

2 次に、資料の2点目、美々川の結果についてであります。

括弧1の水質調査につきましては、健康項目27項目のうち、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」以外の26項目が全ての調査地点で環境基準に適合いたしており、生活環境項目8項目のうち、「D0（溶存酸素量）」と「大腸菌数」以外の6項目が、全ての調査地点で環境基準に適合いたしました。

要監視項目のPFOSとPFOAは、すべての調査地点で指針値に適合しております。

次に、括弧2の地下水の水質調査についてであります。健康項目28項目と要監視項目2項目は、すべての調査地点で環境基準及び指針値に適合いたしております。

3 調査結果の公表についてであります。

美々川の水質調査は、2ヶ月ごとに4回実施し、地下水の調査は1月に1回実施しております。

調査結果については、速やかに市のホームページに掲載し、先ほどの資料に関するデータを公表しております。さらに、今回、ご説明しております資料の確定版につきましては、この審議会終了後、速やかにホームページで報告するほか、今後、環境白書にも新たに掲載する方向性で考えております。

また、調査結果は水量や調査時期によって測定値に変動があることから、基準を超えた地点や項目については引き続き注視していきたいと考えております。

4 次に、その基準を超えた項目とその場所、地点についてご説明いたします。

まず、美々川水質調査については、健康項目で基準値を超えた「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の調査地点は、 、 、 、 の4地点であります。

この「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が発生する要因については、肥料やたい肥などの影響によるものと考えられておりますが、過去のデータと比較すると例年と同程度の結果であったという認識であります。

次に、生活環境項目で基準値を超えた「D0（溶存酸素量）」の調査地点は 、 、 、 の4地点であります。

このD0は水温に反比例することから季節変動があり、夏場に低く、冬場に高い傾向がありますが、こちら表に載っております通り、過去のデータと比較すると、例年と同程度の結果であると考えております。

次に、生活環境項目で基準値を超えた「大腸菌数」の調査地点は 、 、 、 の4地点であります。

この大腸菌数は、水中のふん便などの汚染の指標として使われる数値ですが、調査日はやや強い雨であり、雨水の流入の影響も受けたのではないかという風に考えております。

令和5年度千歳美々ワールド周辺環境影響調査事業の結果につきましては、以上であります。

【報告第1号質疑応答】

委員

PFOSとPFOAについて、これらの物質はラピダスの建設に伴い調査することになったが、半導体を製造する過程で排出されるという意味合いで正しいのか。

事務局

PFOSとPFOAは、半導体製造工程でのみで排出されるわけではなく、テフロンや撥水加工といった身近なものにも使用されている物質である。

これらの物質は、何千何万と言われる物質の中でも特に蓄積性が高いものであり、健康にも害があるのではないかと懸念もされている。特にPFOSとPFOAについては、半導体製造工程の中でも使われている可能性が高いという理由から、国が要監視項目の指針値として、水1リットルあたり50ナノグラムという値を示したところである。

また、どう影響するかはとても重要であるため、今回改めて調査項目に追加したところである。

現在のベースを抑えていくことが大事であるため、今回、調査対象としてモニタリングしている状況である。

委員

今週の初めに、新千歳空港からBODの値が高い排水が誤って美々川に流入したという新聞報道があり、北海道エアポートからも同じような発言があった。

内容としては、3月22日に再調査をしたところ、美々川の環境基準に影響はなかったという記述であった。

今回、市が行った調査ではそういった影響は確認されているのか。

事務局

3月18日に、新千歳空港内に新設された調整池の水門ゲートの若干開いていたところから、気温上昇の影響で雪が解け出し、目標管理値を超える融水が流出したと伺っている。

北海道エアポートでは、調整池の出口である美沢川やそこに合流する美々川においてBODの水質調査を行ったが、いずれも目標管理値内であることが確認されたと伺っている。

ご質問に関しては、今年6回実施する調査の中で、すでに4月に通常の作業の10地点で調査を行っており、いずれも環境基準値内であることは確認済みである。

委員

今回の調査地点は合流地点の上流であるため、結果は出ないという認識でよろしいだろうか。

事務局

今回の調査場所は元々、苫小牧側に流出された部分がある。

ただ、河川だけではなく、その後の地形や地下水の影響もあると考えている。そのため、万が一の場合を考慮し、確認を行っている。

委員

大腸菌類の基準値を超える月が続いた場合、市はどういう対応をしていくのか教えていただきたい。

事務局

今回の地区は、半導体製造工場の前が農村地帯であり、養鶏などの畜産業も行われている地域である。市としてもこれまで継続して独自に実施しており、水質汚濁防止の観点から石狩振興局も調査を行っている地域である。

様々な項目のうち、たい肥や肥料が河川に影響する部分の調査項目を絞り出し、そこにターゲットを当てモニタリングを実施しているが、現在、マニュアルや基準となるものは設けていない。

しかし、関心は非常に高く、周辺の方々も不安になるところであるため、水質汚濁を担当している石狩振興局の水質部門や、千歳市の農業部門とも連携し、情報共有やこの傾向について注意深く見守っているところである。

委員

先ほどの窒素系の物質は、半導体製造工場の有無に関わらず、毎年このような数値になるのだろうか。また、大腸菌類も同様であろうか。

事務局

過去のデータも出させていただいたが、場所、原因等は究明していない。河川の状況については委員のおっしゃったとおりだと市も認識している。

委員

毎年データを蓄積していただくと、万が一のときにその値が平常値なのかどうかと比較しやすくなると思うため、是非続けていただきたい。

事務局

今回8月から具体的に調査を開始し、逐次、ホームページに速報としてすべての数値を掲載している。特に、1回目の大腸菌の数値については、市も驚いた部分である。

決して良い数値ではないが、先ほど申し上げた通り、行政の望ましい目標として定めている基準値を超えてしまっていることで、注視を継続するという表現になるが、少なくとも悪化するということはあってはならないだろうと認識している。

そのため、こういった過去のデータや今後のデータと見比べながら、逐次、速報で公開する。また、環境白書等でも公開しながら見守っていきたいと考えている。

そこで、上昇トレンドに入るようなことがあれば、市としても然るべき対応をしなければならないと考えている。そのため、引き続きこの環境審議会の場面でも報告したいと考えている。

(2) 「報告第2号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【報告第2号】

説明資料として、報告第2号「令和6年度 脱炭素化に向けた市の取組」について説明した。

1 資料7をご覧ください。令和6年度脱炭素化に向けた市の取組について、まず、推進体制について説明いたします。

昨年度策定いたしました「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）」を推進し、脱炭素社会の構築を実現するため、本審議会のほか、市民や地域の事業者を委員とする「ちとせゼロカーボンプロジェクトチーム」の皆様からの意見等を踏まえながら、市民・事業者・行政が一体となって今年度の取組を進めてまいります。

また、全庁一体となった取組を進めるため、引き続き、市長を本部長とし、特別職や部長職を委員とする千歳市ゼロカーボンシティ本部会議、次長職を委員とし、千歳市ゼロカーボンシティ本部会議に諮る施策等について実務的な議論を行う千歳

市ゼロカーボンシティ推進会議、公共施設や設備、公用車等の省エネ推進、再エネ導入、EVやFCV導入等を推進する公共施設等脱炭素化推進会議といった会議体を設置することで、意思決定から事業推進までの実行性を高めつつ、全市一体となった取組を推進してまいります。

2 次のページに進んでいただきまして、脱炭素化に向けた市の取組について説明いたします。

括弧1【ちとせゼロカーボンプロジェクトチームによる取組の検討】についてです。

昨年度は「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定にあたり、将来ビジョンの設定・ロゴの制作、施策の検討を行っていただきました。

今年度は、実行計画に位置づけた取組を具体的に検討いただくとともに、今年度策定いたします、本市の今後のまちづくりの姿勢を広く示すための基本方針、「将来ビジョン」に記載するカーボンニュートラルに関する取組を検討いただきます。

なお、会議は、7月から9月、そして翌年1月の計4回の開催を予定しております。

次に、括弧2【ちとせカーボンシンポジウム2024の開催】についてです。

千歳市のカーボンニュートラルの実現に向け、地域課題や再エネ導入に関する意識の共有を図ることで、市民や産学官と連携した脱炭素の取組を促進することを目的としたシンポジウムを開催する予定です。

千歳市と千歳工業クラブの主催で、10月24日の木曜日、会場は千歳市民文化センターの中ホール。300人程度の参集を予定しております。

内容は、「道における新エネ、再エネのポテンシャルについて」をテーマとした基調講演、「地球温暖化の現状とカーボンニュートラルの実現に向けて」をテーマとしたシンポジウム、そして、文化センター入口付近EV、FCV充電設備等の展示を行いたいと考えております。

次のページに進みまして、括弧3【カーボンニュートラル出前授業『ちとせスクールof「ゼロカーボン」』】についてです。

昨年度に続き、市内小中学校を対象としたカーボンニュートラル出前授業を実施するなど、環境教育・環境学習を推進してまいります。

出前授業の実施にあたりましては、市民団体「チトセコ」との市民協働事業として、市内すべての小中学校での実施を目指してまいります。

次に、括弧 4、【ゼロカーボンパークに資する取組の支援】についてです。

支笏湖地区が「ゼロカーボンパーク」として、国立公園の脱炭素化を目指すため、支笏湖地域が主体となり、地域住民や事業者、観光客が一体となった脱炭素化の取組を支援してまいります。

支援の対象となる事業は、

- 1.再生可能エネルギー導入の推進
- 2.二次交通の脱炭素化の推進
- 3.ゼロカーボンまたは環境配慮型アクティビティの推進
- 4.サステナブルな観光地づくりの推進
- 5.温室効果ガス排出量の見える化の推進
- 6.脱プラスチック化の推進
- 7.脱炭素化に関する普及啓発事業
- 8.他のゼロカーボンパークとの連携
- 9.その他市長が必要と認めた事業

となります。

次に、括弧 5【公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査】についてです。

公共施設等への太陽光発電設備の導入を計画的に進めるため、調査・分析を行います。調査結果を基に2030年度までに公共施設の50パーセント以上に太陽光発電設備を設置することを目指し、取組を進めてまいります。

なお、本調査の実施にあたりましては、環境省様の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用させていただきたいと考えておりまして、先日、採択の通知をいただき、現在、交付申請の手続きを進めているところでございます。

次のページにつきまして、括弧 6【ちとせ住まいのゼロカーボン化推進事業】についてです。

住宅設備の省エネルギー化を進め、二酸化炭素の排出を抑制するため、ゼロカーボンに資する住宅に対して一部補助を行い、カーボンニュートラルの推進を図るとともに、快適に暮らせる良質な住宅ストックの形成を図ってまいります。

対象となる機器は、

- 1.電気ヒートポンプ
- 2.潜熱回収型ガス給湯器
- 3.潜熱回収型石油給湯器
- 4.ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器

となりまして、補助額は対象経費の10分の1、上限は10万円となっております。

なお、カーボンニュートラル実現に向けたさらなる支援策の実施につきましては、市民や事業者等のニーズの把握に努めながら、市内部だけではなく、「ちとせゼロカーボンプロジェクトチーム」の皆様からの意見等を踏まえながら検討してまいります。

以上で報告代表の説明を終わります。

【報告第2号質疑応答】

委員

住宅設備の補助事業はいつから実施しているのか。

事務局

5月から受付を開始し、いま現在、申請率が予算の約45パーセントとなっており、大変好調なスタートを切っている状況である。

7. 閉会